

## 高額療養費制度をご存じですか

病気やけがで医療費が高額になった場合には、その負担を軽減できるように、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。

※ただし、入院時食事療養費の自己負担額や入院時の差額ベッド代等は対象になりません。

### 70歳未満の方の高額療養費について

- 加入者ご本人、扶養者であるご家族ともに1人1か月あたり(月の1日～末日)の自己負担限度額は所得に応じて、以下の計算式により算出されます。
- 高額療養費の自己負担限度額に達しない場合であっても、同一月に同一世帯で21,000円以上超えるものが2件以上生じたときは、これらを合算して自己負担限度額を超えた金額が支給されます。
- 同一人が同一月に2つ以上の医療機関にかかりそれぞれ21,000円以上になったときも同様です。(70～74歳の方がいる世帯では算定方法が異なります。)
- 同一世帯で1年間(直近12か月)に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目から自己負担限度額が変わります。(多数該当)

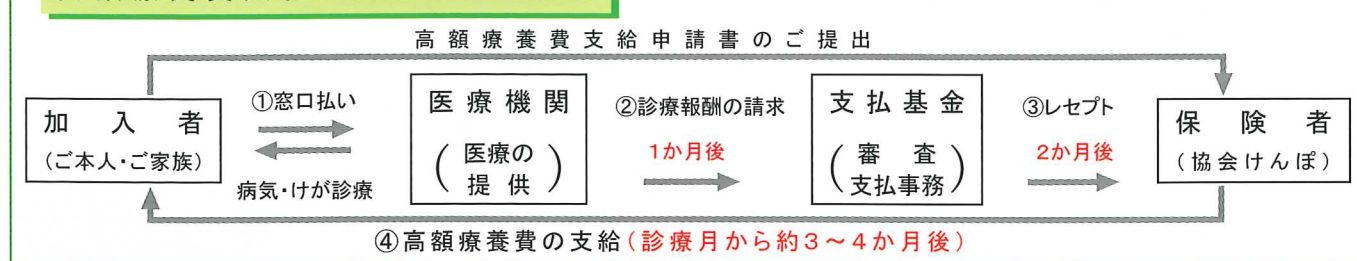
### 70歳未満の方 医療費の自己負担限度額(1か月あたり)

区分	自己負担限度額(外来・入院)
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% <83,400円>
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 <24,600円>

※70～74歳の方の自己負担限度額については、裏面をご覧ください。

※<>内の金額は、多数該当の場合の限度額です。

### 高額療養費支給に至るまでの流れ



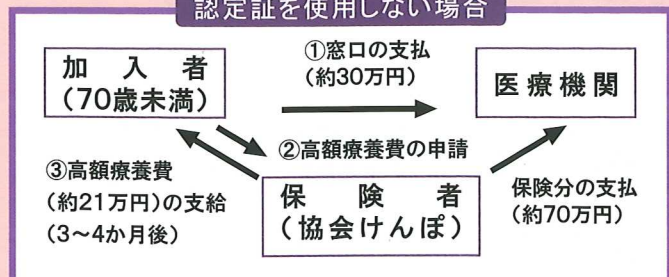
高額療養費の支給が完了するまでには、通常3～4か月の期間を要します。ご理解とご承知のほど、お願いします。

### 70歳未満の方が入院されるときは限度額認定証をご利用ください

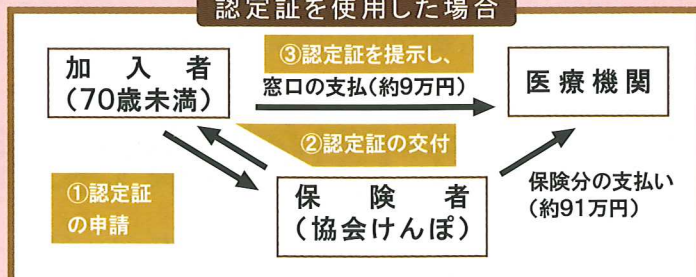
70歳未満の方が医療機関に入院するとき、事前に「健康保険限度額適用認定申請書」を協会けんぽに申請し、発行される認定証と被保険者証を医療機関の窓口で提示していただくと、窓口負担が月単位で自己負担限度額にとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。

例) 一般所得区分の方が入院し、医療費が約100万円かった場合(1か月あたり)

#### 認定証を使用しない場合



#### 認定証を使用した場合





## 70～74歳の方の高額療養費について

- 加入者ご本人、扶養者であるご家族ともに1人1か月あたり（月の1日～末日）の自己負担限度額は所得に応じて、以下の計算式により算出されます。
- 70～74歳の方の入院外の医療費は、同一月に同一人のものを金額にかかわらずすべてを合算して、個人ごと**自己負担限度額**を超えた部分が高額療養費として払い戻されます。
- 入院した場合は、高額療養費は現物給付されます。したがって、**限度額認定証の申請は不要です。**
- 同一世帯で70～74歳の方と70歳未満の方それぞれが高額療養費に該当する場合は、70～74歳の方と70歳未満の方に分けて計算し、最後に世帯として合算して支給します。
- 同一世帯で1年間（直近12か月）に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目から自己負担限度額が変わります。（多数該当）

### 70～74歳の方 医療費の自己負担限度額（1か月あたり）

区 分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% <44,400円>
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ （住民税非課税）	8,000円	24,600円
低所得者 （年金収入80万円以下等）		15,000円

※現役並み所得者とは、標準報酬月額が28万円以上であって、かつ年収が夫婦世帯520万円以上、単身世帯383万円以上の世帯の70～74歳の加入者ご本人及びその70～74歳の扶養者であるご家族。  
※<>内の金額は、多数該当の場合の限度額です。多数該当があるのは現役並み所得者のみです。

## 各申請書は協会けんぽ山梨支部のホームページからダウンロードできます

- 「協会けんぽ山梨支部」で検索してください。
- 各申請書の記載例も掲載していますので、ご利用ください。

※各申請用紙は県内の各社会保険事務所及び商工会などにもおいてあります。詳細は協会けんぽ山梨支部へお問い合わせください。

ホームページでは山梨支部に関する様々な情報を掲載しています

ぜひ一度、山梨支部のホームページをご覧ください。

協会けんぽ 山梨支部のページ

**全国健康保険協会 山梨支部** のホームページへようこそ！  
（協会けんぽ 山梨支部）  
〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスクイビル7階  
 電話 055-220-7750

所在地・連絡先

お知らせ

評議会

調達情報

過去一覧

生活習慣病予防健診・特定健診について

健康診断のご案内

任意継続をされている皆様

任意継続保険料（平成21年10月分）は平  
※初回分の納付期限についてはお手

健康保険の給付に関する手続きについて

申請書・記入例のダウンロード

任意継続の加入手続き

月13日が納付期限です  
※をご確認ください。

こちらをクリックしてください

## すべての申請は郵送で手続きできます

年末年始の12月29日～1月3日の間、窓口の取扱ができませんので、郵送での手続きをお勧めします。

※申請内容によっては、確認のためご連絡させていただくことがあります。



# 全国健康保険協会 山梨支部

（協会けんぽ）

〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスクイビル7階

☎ 055-220-7750

協会けんぽ 山梨支部

検索